



## 凡例

破線：端末入力含む手動による作業行為

実線：主にシステム間の通信等による連携

黄線：特定個人情報を含まない連携（個人番号を含まない。）

青線：特定個人情報を含まない、住民がWEBやキオスク端末を介し申請を行うもの。

緑線：特定個人情報を含む連携（一部申請内容による例外あり。）

1 既存住基を中心とした事務 ※①～⑪は、I 基本情報-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の内容内の項番

【経路36→30】

住民からの住民異動届に対し受領及び審査を行い、住民票の記載、修正及び消除を行う。（住基法第21条）①、②

【経路36→30→31→37】

- ・住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。（住基法第14条）③
- ・住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。（住基法第11条の2）⑤
- ・転出者に転出証明書を交付する。（住基法第22条第2項）

【経路33→26→20→19→25→32】

- ・マイナンバーカードの利用者用電子証明書によりコンビニ等のキオスク端末で住民票の写しを交付する。（特定個人情報は含まない）

【経路8→5】

- ・本人確認情報等を都道府県知事に通知する。（住基法第30条の56）⑥

【経路13→3→4→14】

- ・本人確認情報を照会する。（住民基本台帳事務処理要領 第2-1-(2)-サ-(ウ)及びツ-(ウ)、第2-2-(2)-サ-(ツ)、(ウ)及び(ホ)、第2-4-(1)-(イ)-B、第4-2-(2)-オ、第5-10-コ-(ツ)-C、第10-1及び3）⑦

【経路2→9→8→1】

- ・転入地からの求めにより転出証明書情報を住基ネットにより通知する。（住基法第24条の2第5項）

【経路4→9→24→23】

- ・転出証明書情報を住基ネットから受領し、特例転入処理を行う。（住基法第24条の2第2項）

【経路29→27】

- ・外国人住民に関する住民票の記載、修正、消除について出入国在留管理庁長官に通知を行う。（出入国管理及び難民認定法61条の8の2等）

【経路28】

- ・外国人住民に関する法務省通知を受領し、住民票の修正、消除を行う。（住基法第30条の50）

【経路8→1】

- ・戸籍の附票記載事項通知内容が戸籍の記載と一致しない事項について住所地に通知する。（住基法第19条第2項）
- ・他市町村からの転入により住民票を記載した場合、転出地に通知する。（住基法第9条第1項、第3項）④
- ・戸籍の記載、若しくは記録をした場合、住民票に関する事項を通知する。（住基法第9条第2項）
- ・住民票の記載等をした場合、戸籍附票に関する事項を通知する。（住基法第19条第1項、第4項）

【経路2→9】

- ・住民票に記載すべき個別記載事項情報を受領し、住民票に記載する。（住基法第7条）

【経路21】

- ・住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。（住基法第1条、番号法第9条第1項）（一部は個人番号含む。）

【経路2→9→8→1】

- ・広域住民票の交付要求を受領し、請求のあった広域住民票情報を交付地に通知する。（住基法第12条の4）

【経路18→16】

- ・中間サーバー・プラットフォームを介し、住民票関係情報を提供する。（番号法第22条）

【経路36→13→6→14→37】

- ・マイナンバーカードの交付等を行う。（番号法第17条）⑨
- ・住民からの請求に基づく個人番号の変更及び職権による修正。（番号法第7条）⑩
- ・マイナンバーカード等を用いた本人確認。（住民基本台帳事務処理要領 第2-2-(4)-7-(イ)、第2-4-(1)-①-7-(イ)-A、及び、同要領でこれらに準じることとする規程）⑪

【経路36→30→8→3→4→9→31→37】

- ・住民票コードを記載（住基法第30条の2第2項）した場合は、住基ネットを通じて地方公共団体情報システム機構より個人番号とすべき番号を受領し、速やかに個人番号として指定する。（番号法第7条、第8条）
- ・住民からの請求に基づく住民票コードの変更。（住基法第30条の4）⑧

【経路8→6】

- ・住基ネットを通じ、地方公共団体情報システム機構に個人番号通知書の送付先情報を送信する。（番号法第7条、第8条）

【経路16→7→3】

- ・情報提供用個人識別符号取得要求があった場合、住基ネットへ符号取得要求通知を送信する。

【経路19】

- ・識別番号により証明書交付センターと証明書データを連携する。

【経路15】

- ・個人番号カード交付日時・場所を予約する。

【経路10】

- ・カード管理情報を連携する。

【経路38→35→30】

- ・サービス検索・電子申請機能による住民からの住民異動届に対し受領及び審査を行い、住民票の記載、修正及び消除を行う。（住基法第21条）